現場説明書

工事名：R2阿土　今津坂野海岸（今津地区）　阿南・那賀川　海岸工事（2）

工　程

1 他工事等との調整　（対象　無）

2 施工の制限（対象　有）

本工事の捨石工の施工にあたっては，監督員の指示（指示予定日：令和3年5月）があるまで施工してはならず，令和3年9月末日までに完了しなければならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には，監督員と協議することができる。

3 作業時間帯（対象　無）

4 工事履行報告書（対象　無）

5 その他（対象　無）

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード（対象　無）

2 仮置ブロック（対象　無）

支 障 物 件

受注者は，工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し，監督員に「支障物件確認書（現場着手時）」を提出し，監督員の確認を受けた後，工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査（対象　無）

2 支障物件の撤去（対象　無）

3 立木の置き場所（対象　無）

4 その他（対象　無）

公 害 対 策

1 事業損失防止対策（対象　無）

2 濁水処理（対象　無）

3 低騒音型・低振動型建設機械（対象　無）

4 六価クロム溶出試験（対象　無）

安 全 対 策

1 交通安全施設等（対象　無）

2 交通誘導警備員（対象　無）

3 足場通路等からの墜落防止措置（対象　無）

建 設 副 産 物

1 建設発生土の利用（対象　無）

現場説明書

工事名：R2阿土　今津坂野海岸（今津地区）　阿南・那賀川　海岸工事（2）

2 建設発生土の搬出（対象　無）

3 再生利用のための建設副産物の搬出（対象　無）

4 最終処分のための建設副産物の搬出（対象　無）

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用（対象　無）

6 建設汚泥の中間処理方法等（対象　無）

7 建設汚泥処理土の利用（対象　無）

8 建設汚泥処理土の搬出（対象　無）

9 剥ぎ取り表土の利用（対象　無）

10 一般廃棄物の搬出（対象　無）

11 根株等の利用（対象　無）

12 根株処理工の出来高の算出（対象　無）

工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修（対象　無）

仮　設　備

1 床掘（対象　無）

2 鋼矢板等の打込引抜工法（対象　無）

3 仮設防護柵工（対象　無）

4 仮締切り（土留）（対象　無）

5 鋼矢板二重締切（対象　無）

6 水替施設（対象　無）

7 異常出水の処置（対象　無）

そ　の　他

1 図面の電子納品（対象　有）

本工事で提供する発注図面は，CADデータ（SFC形式）であるため図面を電子納品の対象とする。なお，発注図面については次のとおりである。

現場説明書

工事名：R2阿土　今津坂野海岸（今津地区）　阿南・那賀川　海岸工事（2）

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略（対象　無）

3 しゅん工標設置の省略（対象　有）

本工事は，しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務（対象　無）

※現場代理人の兼務については，同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか，仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※（対象　無）

ただし，主任技術者の専任が必要な工事で，主任技術者が2つの工事を兼務（兼務届を提出する場合）し，かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は，三者会議（三者以上の会議を含む）を実施する。

①橋梁，トンネル，樋門等の重要構造物工事を含む工事
②現場条件が特殊である工事
③施工に要する技術が新規又は高度である工事
④その他，設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は，工事着手前に実施し，施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ，監督員と協議を行って，複数回開催することができる。

※「三者会議」とは，発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより，設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え，設計図書と現場との整合性を確認協議することにより，工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。
なお，基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では，施工者に専門工事業者（下請）の主任技術者を加え会議を実施する。
また，地質構造の複雑な箇所，地形の変化が大きい箇所等，特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では，地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定（対象　無）

7 セメント・モルタル吹付（対象　無）

8 水抜孔（対象　無）

9 種子吹付（対象　無）

10 植栽樹木の植え替え義務（対象　無）

11 使用材料の品質，規格，性能等（対象　無）

12 LED道路・トンネル照明灯の品質，規格，性能等（対象　無）

13 使用材料の品質規格等（製品名表示）（対象　無）

14 県産木材の使用（県産木製型枠以外）（対象　無）

15 新技術の活用について（対象　無）

16 アスファルト舗装工事（施工途中の交通開放）（対象　無）

現場説明書

工事名：R2阿土　今津坂野海岸（今津地区）　阿南・那賀川　海岸工事（2）

17 安全監視船（対象　有）

1　安全監視船は，次に掲げる隻数を見込んでいる。
現場作業日延べ隻数：10日（1隻／日）

2 「安全監視船勤務実績表」を作成し，勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し他）とともに監督員に1部提出しなければならない。

3　安全監視船における乗組員については以下のとおりである。
乗組員：1名（高級船員）

4　配置については，関係近隣工事と調整の上，決定しなければならない。

5　高波浪等の危険が高いと判断され且つ工事工程上支障があると判断された場合は，監督員との協議により乗組員を1名増やすことができる。この場合は，普通船員を増員とする。

18 回航・えい航（対象　有）

作業船のえい航については，下表を見込んでいる。また，工事施工時期における在港状況からこのとおりにならない場合には設計変更の対象とする。

船種	距離（浬）	区分
クレーン付台船（500t，40～50t吊）	6	片道（徳島港～今津坂野海岸）

19 関係機関等に対する工事説明等について

請負者は工事施工にあたって監督員と協議の上，あらかじめ関係各機関及び諸団体等に対して工事の施工内容，工程及びその他の施工計画について説明を行うとともに，異常事態の発生が予想される場合，または発生した場合の通報及び連絡体制等を周知徹底し，工事に対する理解と協力を得なければならない。

20 海上保安部への工事許可申請について

工事着手に先立ち，港則法に基づく工事の作業許可申請を徳島海上保安部に提出し許可を受けなければならない。また，当該許可書の写しを監督員に提出すること。

21 各種様式

各種様式については，下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237